

資料3 - 4

第1回多重債務者対策本部有識者会議
(1月29日)配付資料1-1より抜粋

2. 多重債務者対策について

多重債務者対策本部有識者会議の設置について

平成18年12月26日
多重債務者対策本部長決定

- 1 多重債務者対策について、専門的な知見と行政の立場を超えた幅広い視野が求められることから、その基本的な方針について議論するため、多重債務者対策本部に、多重債務者対策本部有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。
- 2 有識者会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

| | |
|-------|-------------------------|
| 池尾和人 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| 宇都宮健児 | 弁護士 |
| 翁百合 | (株)日本総合研究所理事 |
| 草野満代 | フリーキャスター |
| 佐藤英彦 | 警察共済組合理事長 |
| 須田慎一郎 | ジャーナリスト |
| 高橋伸子 | 生活経済ジャーナリスト |
| 橋木俊詔 | 京都大学大学院経済学研究科教授 |
| 田中直毅 | 21世紀政策研究所理事長 |
| 野村修也 | 中央大学法科大学院教授 |
| 本多良男 | 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会事務局長 |
| 松田昇 | 弁護士、前預金保険機構理事長 |
| 山出保 | 全国市長会会長(金沢市長) |
| 吉野直行 | 慶應義塾大学経済学部教授 |

- 3 有識者会議の座長は、構成員の互選による。
- 4 有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に金融庁において処理する。

多重債務者対策本部の設置について

平成18年12月22日
閣議決定

- 1 多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に多重債務者対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

| | |
|-----|--|
| 本部長 | 内閣府特命担当大臣(金融) |
| 本部長 | 内閣府特命担当大臣(国民生活政策)、国家公安委員会委員長、 総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、 経済産業大臣 |
- 3 本部に幹事を置くことができる。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。
- 4 本部の庶務は、金融庁等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 本部長は、必要に応じ、有識者の参集とその意見の開陳を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

多重債務者対策本部 幹事名簿

議長：内閣官房副長官補

副議長：金融庁総務企画局長

構成員：内閣府国民生活局長

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

金融庁監督局長

総務省大臣官房総括審議官

法務省大臣官房司法法制部長

法務省民事局長

法務省刑事局長

財務省大臣官房総括審議官

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省社会・援護局長

経済産業省商務流通審議官

経済産業省中小企業庁長官

検討課題と進め方

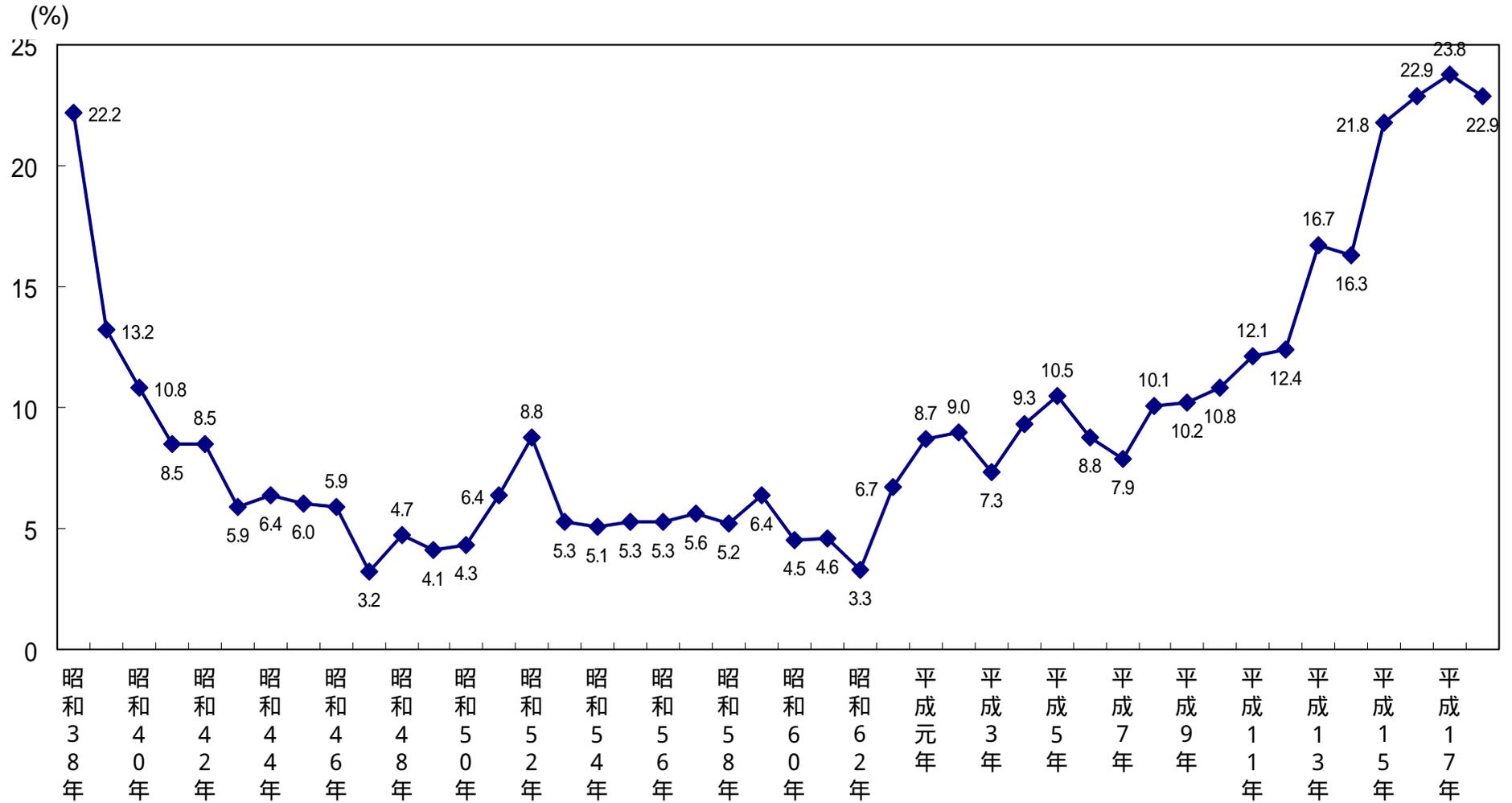
1. 検討課題

- (1) カウンセリング体制の充実
- (2) セーフティネットの充実
- (3) 金融経済教育の強化
- (4) ヤミ金融の徹底した取締りを含む執行体制の強化
- (5) 改正法の円滑な施行 等

2. 進め方

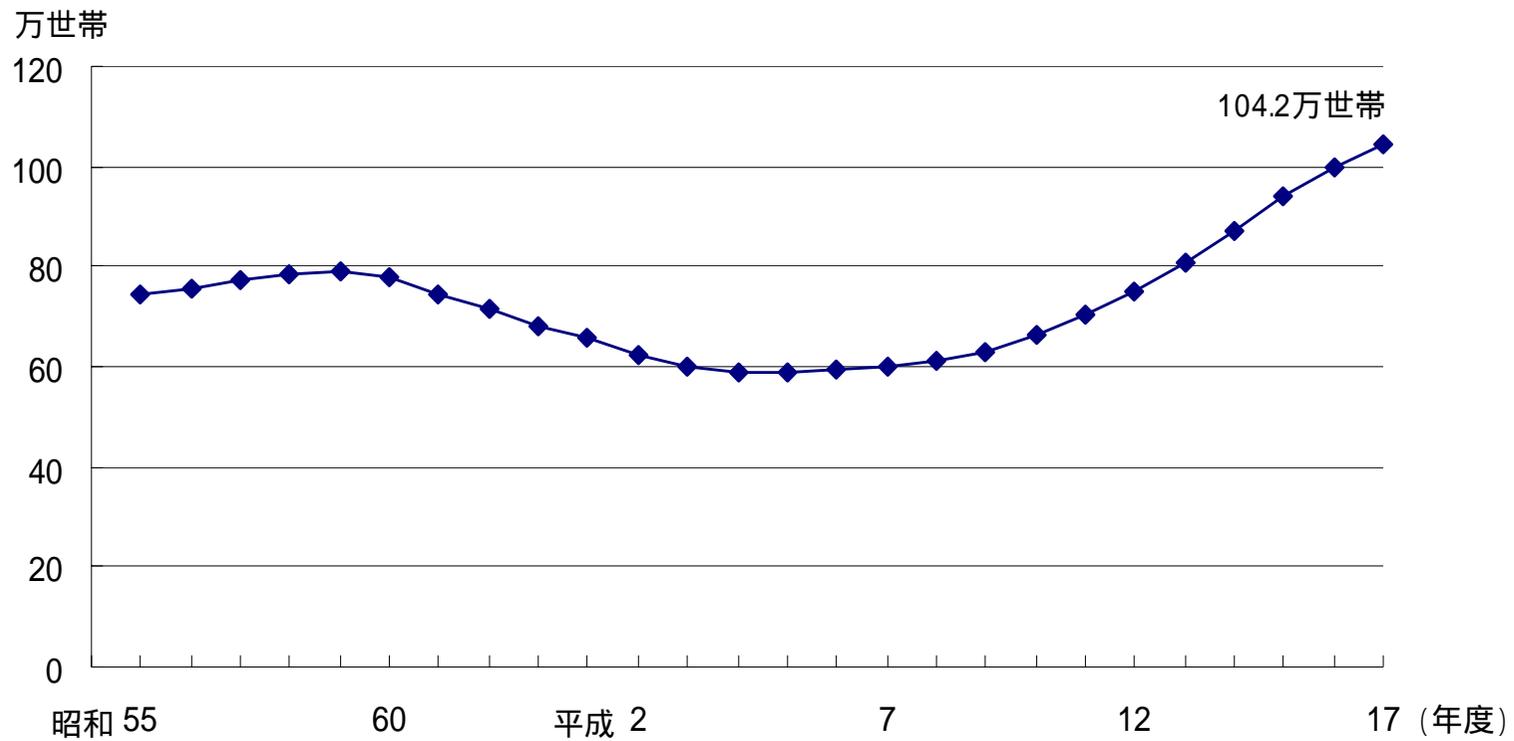
来年1月以降、有識者会議において多重債務問題を解決するための基本方針等について議論し、その議論を踏まえ、来春を目的に「多重債務問題改善プログラム(仮称)」を本部において策定し、政府及び関係者が一体となって実行する。

貯蓄の非保有世帯の割合の推移



データ出典：金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」

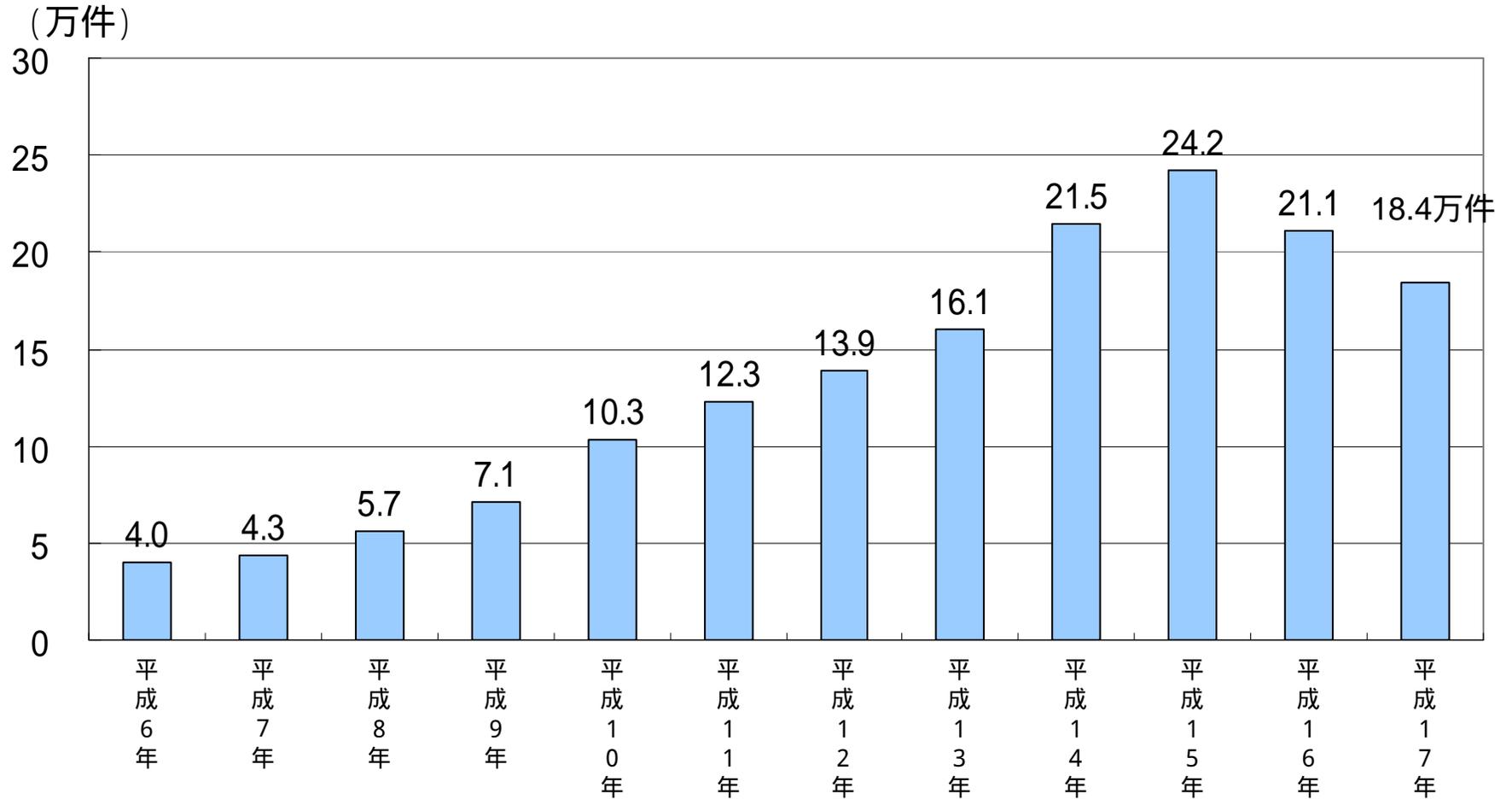
生活保護受給世帯数の推移



(注) 当該年度における1ヶ月平均の被保護世帯数。保護停止中の世帯も含む。

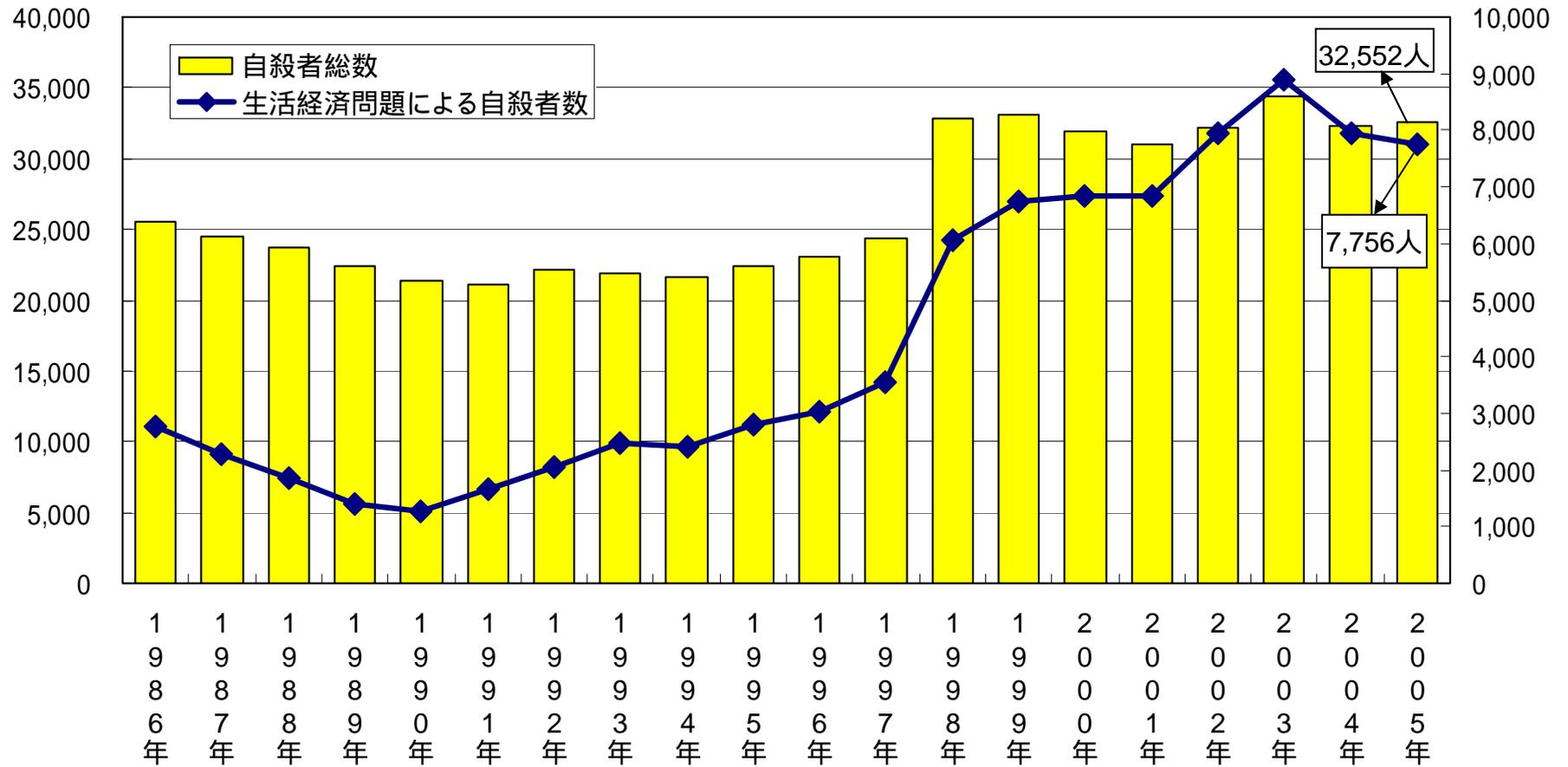
データ出典：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

自己破産件数の推移



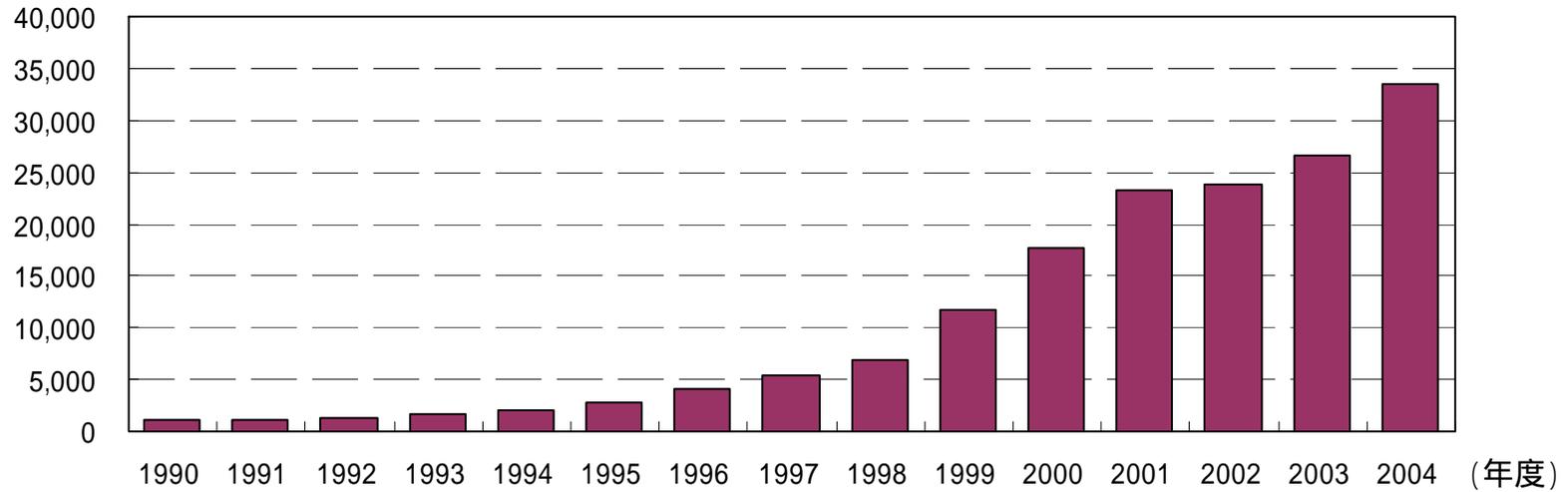
データ出典：最高裁判所「司法統計」

自殺者総数と生活経済問題による自殺者数の推移



データ出典：警察庁「平成17年中における自殺の概要資料」

全国の児童相談所が対応した児童虐待の相談件数



データ出典：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

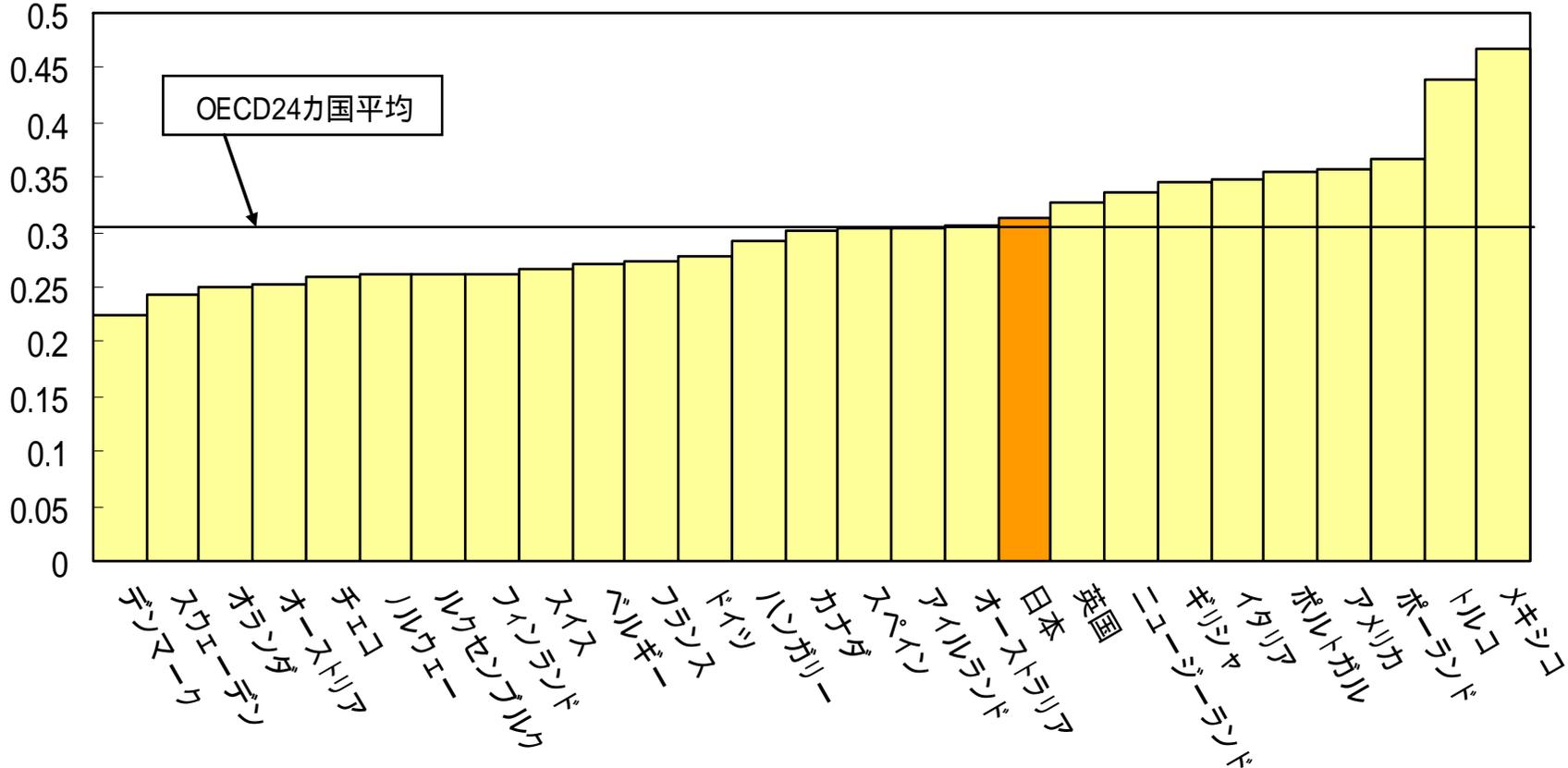
(参考) 虐待が行われた家庭の状況(複数回答)

| 家庭の状況 | | あわせて見られる他の状況上位3つ | | |
|-------|---------------------|------------------|----------|----------|
| 1 | ひとり親家庭 (460件、31.8%) | 1 経済的困難 | 2 孤立 | 3 就労の不安定 |
| 2 | 経済的困難 (446件、30.8%) | 1 ひとり親家庭 | 2 孤立 | 3 就労の不安定 |
| 3 | 孤立 (341件、23.6%) | 1 経済的困難 | 2 ひとり親家庭 | 3 就労の不安定 |
| 4 | 夫婦間不和 (295件、20.4%) | 1 経済的困難 | 2 孤立 | 3 育児疲れ |
| 5 | 育児疲れ (261件、18.0%) | 1 経済的困難 | 2 ひとり親家庭 | 3 孤立 |

データ出典：東京都福祉保健局「児童虐待の実態」

ジニ係数の国際比較

ジニ係数は所得等の不平等度を表すのに使われ、値が0に近いほど格差が少ない状態で、1に近いほど格差が大きい状態であることを意味する。



(備考) 数値は2000年の値。ただし、オーストラリア、オーストリア、ギリシャは1999年、ドイツ、ルクセンブルク、ニュージーランド、スイスは2001年、チェコ、メキシコ、トルコは2002年、ベルギー、スペインは1995年の値

(データ出典)OECDワーキングペーパー「OECD諸国における所得分配と貧困」(2005年3月)

債務者へのカウンセリング体制の整備について

< 多重債務問題が深刻化している現状 >

消費者金融利用者は少なくとも約1,400万人。5件以上の利用者は約230万人。

個々の借り手の債務整理・生活再建に向けたカウンセリングは、多重債務問題の解決に非常に有効だが、現状では、多重債務者に必要なカウンセリングサービスが行きわたっていない。

日本司法支援センター（法テラス）

- ・ 相談窓口の紹介
- ・ 資力の乏しい者に対する法律相談援助を実施
- ・ 支部は全国に50箇所

約4.9万件

（弁護士等への多重債務関係の法律相談援助。全8.9万件中。
（H17年度（（財）法律扶助協会））

弁護士会・法律相談センター

- ・ 全国に301箇所
- ・ 52弁護士会中、22会で多重債務相談を無料で実施

約4.7万件

（弁護士会への多重債務関係の法律相談。全15.8万件中。（H16年度））

司法書士会・総合相談センター

- ・ 全国に124箇所
- ・ ほとんどのセンターは無料で相談可能

約0.8万件

（司法書士会への多重債務関係の法律相談。全1.9万件中。
（H17年度中9ヶ月間の集計結果）

地方自治体の消費生活センター

- ・ 全国に532箇所

約6.3万件

（多重債務関係の一般的な相談受付。全130万件中。（H17年度））

(財)日本クレジットカウンセリング協会

- ・ 債務整理と家計管理指導を組み合わせた無料カウンセリングを提供
- ・ 銀行、貸金業界等からの拠出が財源
（貸金業界・クレジット業界各9600万円、銀行業界3600万円 合計2.3億円）
- ・ 支部は東京、名古屋、福岡の3箇所のみ
弁護士35人 + 消費生活アドバイザー22人

約1,400件

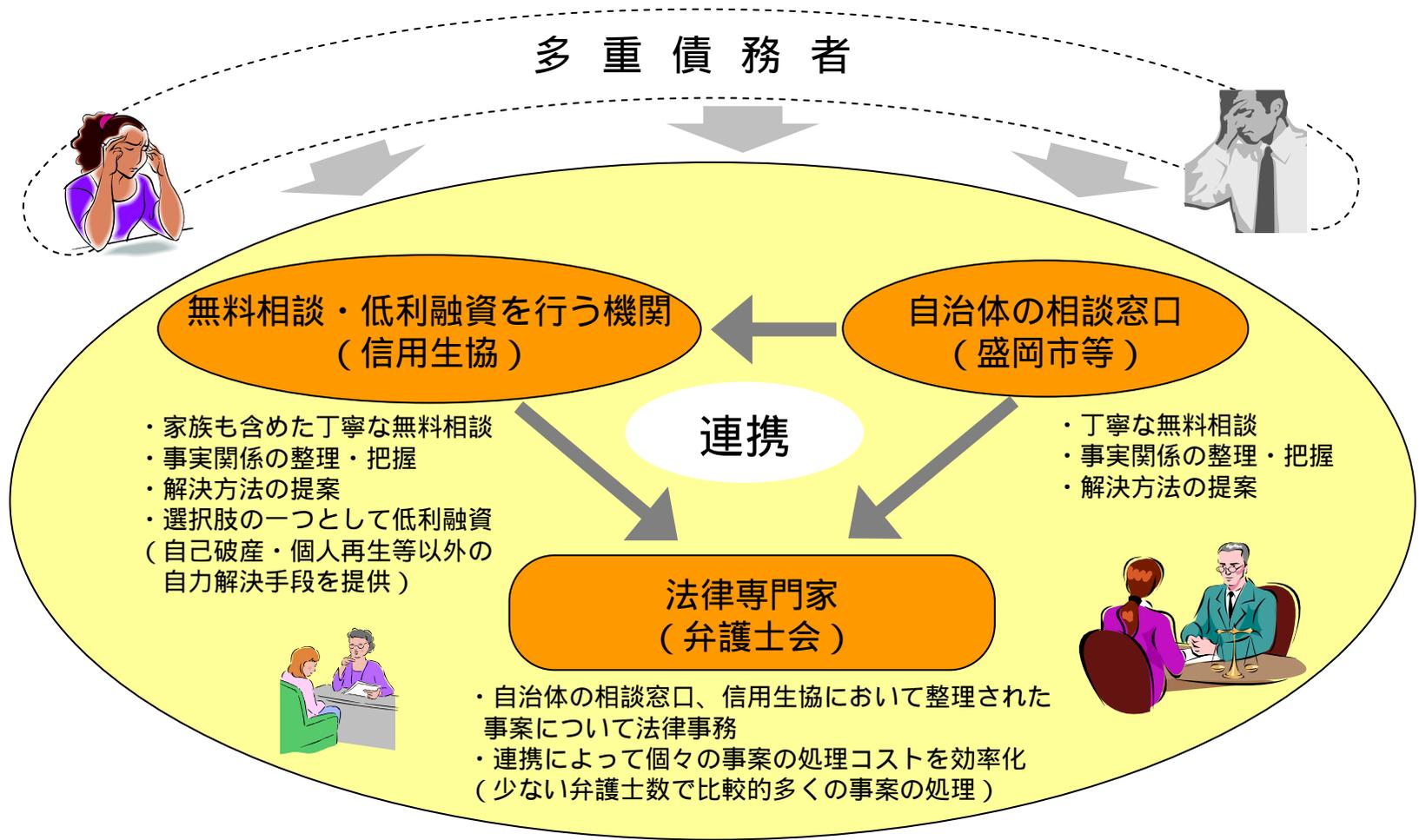
（新規面談カウンセリング件数（H17年度））

200万人以上に
行きわたっていない状態

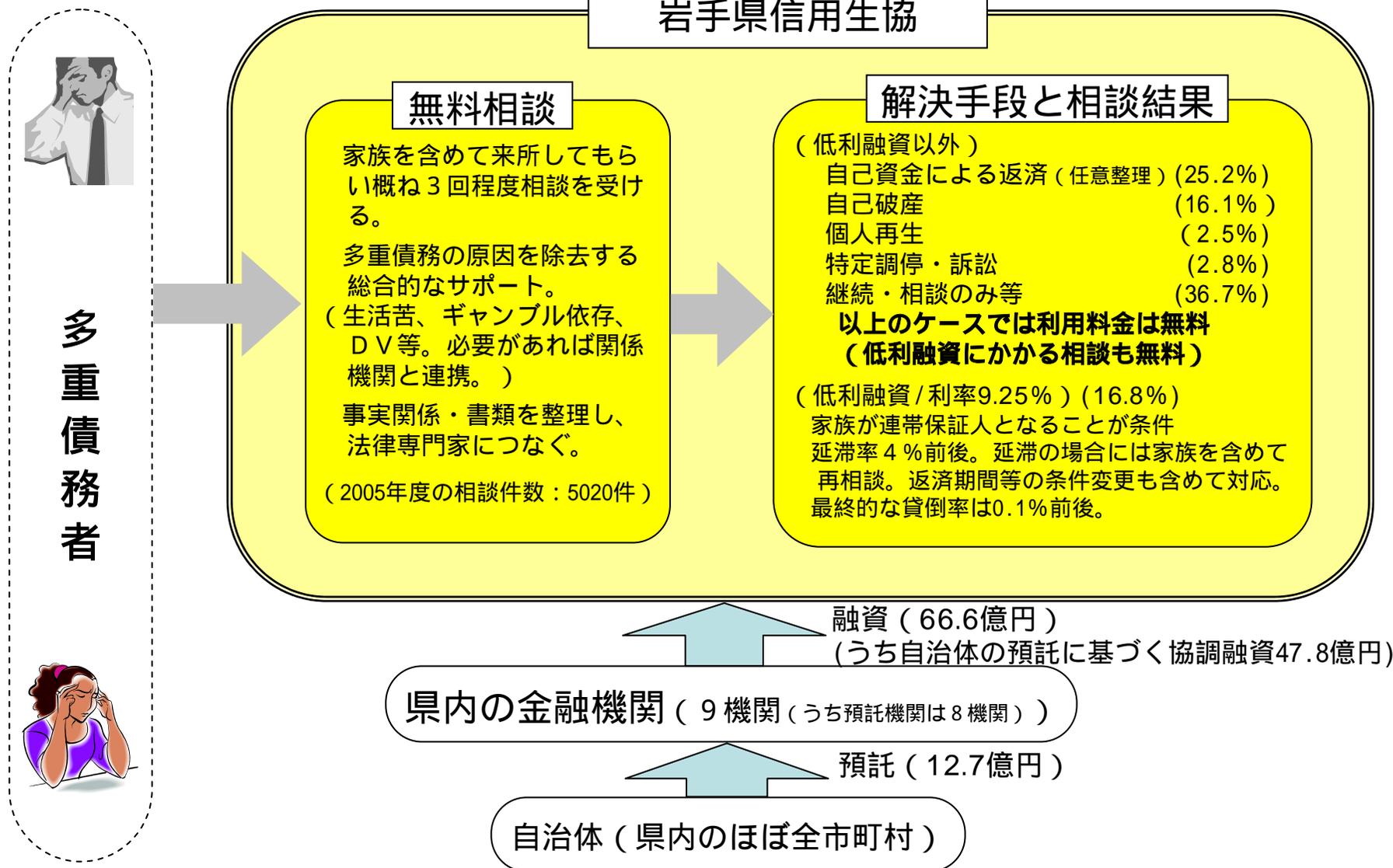
関係機関（関係省庁・地方自治体・各カウンセリング機関等）をあげて、
カウンセリング体制の充実・強化に早急に取り組む必要。
（既存のカウンセリング機関の拡充 + 関係機関の間のネットワーク構築）

岩手における多重債務問題への取組み

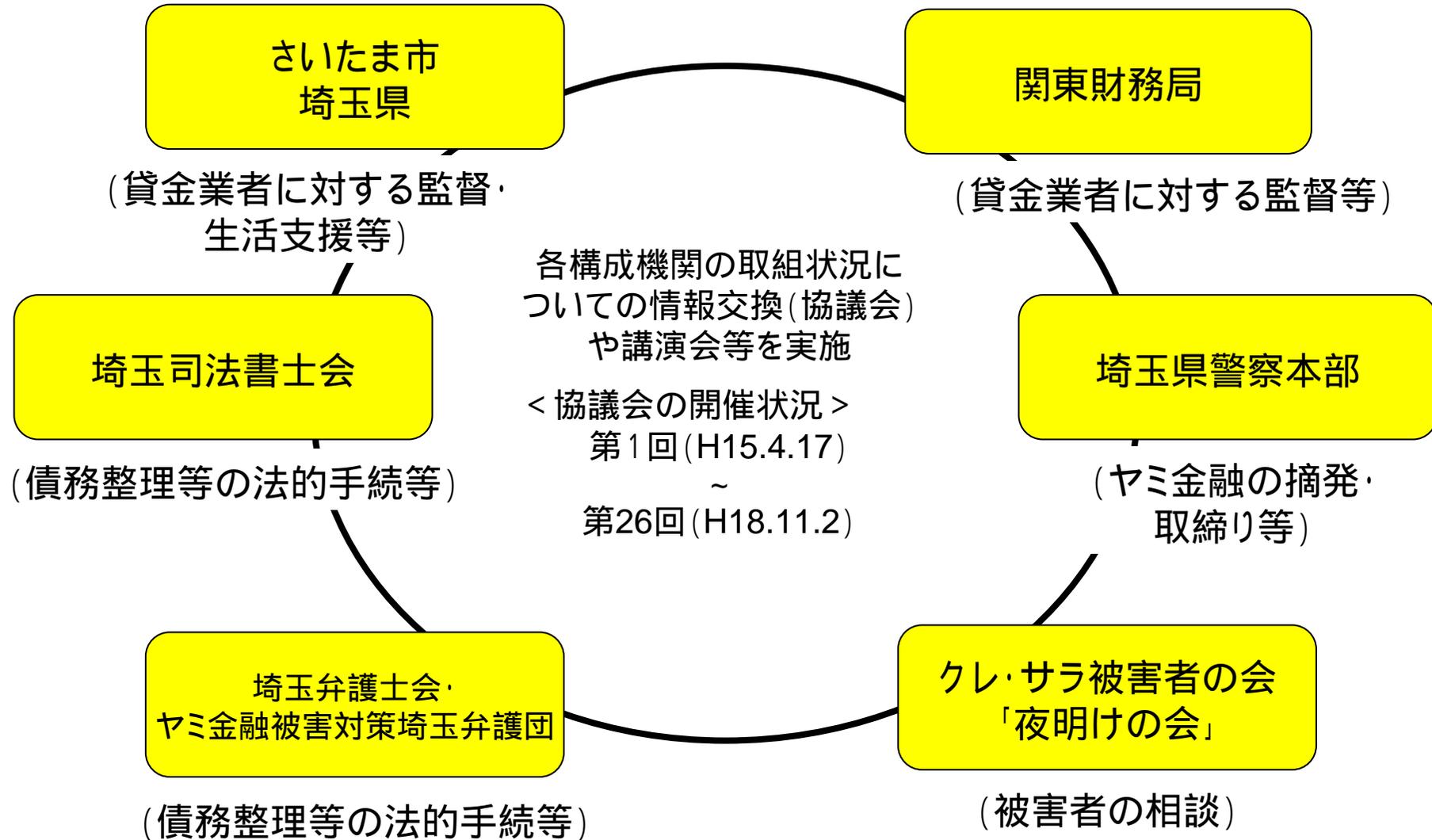
岩手県内においては、多重債務者からの相談に対して、関係機関・関係者が連携した対応体制が構築されている。



岩手県信用生協における無料相談・低利融資の仕組み



埼玉県ヤミ金融対策協議会における取組み



参議院財政金融委員会地方公聴会を実施(平成18年12月8日)

グラミン銀行について

・事業目的資金の貸付け

年利20%、初回貸付額75ドル程度(96年当時。現在非公表)

・定期的に訪問とアドバイスの提供

グラミン銀行

基本貸付制度の貸付残高
4.4億ドル

利用者

(農村の貧困層)

・借入金の返済

週に元本の2%程度

・出資・預金の預入

資金調達の約80%は預金

新規借入を受けるには、グラ
ミン銀行株を2ドル程度購
入する必要。約94%のグラ
ミン銀行株は借り手が保有。

- ・利用者は5人のサポートグループを形成。相互に借入に関する提案を承認し、グループ員は他のグループ員の債務に責任を負う。

〔他のグループ員の返済が滞ると借入れができない。〕

- ・利用者の約97%は女性
- ・貸倒率 1.2%

〔返済が滞って2年が経過したものを貸倒として計算。〕

- ・順調に返済を繰り返すと融資額が増加される。

【その他の貸付制度】

- ・住宅ローン 年利8%
 - ・学費ローン 年利5%
 - ・物乞いへのローン 無利息
- (合計貸付残高0.4億ドル)

消費者向け・事業者向けの主な公的セーフティネット

消費者向け

生活保護

- ・国が実施
 - ・**国が3/4、地方自治体が1/4負担**
 - ・総給付額**2.5兆円**、対象者142万人(16年度)
 - ・資産、能力等全てを活用した上でなお生活に困窮する者が対象
- 生活扶助の例として、標準3人世帯で月額167,170円と月収の差額を支給**
(消費者金融利用者の8割は月収167,000円超(年収200万円超))

生活福祉資金貸付制度(緊急小口貸付)

- ・各都道府県の社会福祉協議会が実施
- ・**国が2/3、地方自治体が1/3負担**
- ・**0.8億円**、1,500件(17年度新規貸付)、**4.0億円**、4,500件(16年度新規貸付)
- ・低所得世帯で、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった者
- ・1件の貸付が5万円以内(年利3%) 4月より**10万円に引上げ予定**

母子寡婦福祉貸付金制度

- (修学資金、生活資金等の貸付)
- ・地方自治体を実施
- ・**国が2/3、地方自治体が1/3負担**
- ・**250億円**、5万5千件(17年度末貸付残高)
- ・母子家庭又は寡婦等が対象
- ・目的に応じて借入額に上限あり(例:生活資金であれば月額10~14万円、原則として年利3%)

自治体提携社会福祉資金貸付制度(失業者融資等)

- ・労働金庫が実施
- ・労働金庫の資金が財源だが、**各都道府県等が一定の補助**
- ・**63億円**、1万件(18年4月現在貸付残高、関東地方のみ、生活資金用貸付のみ)
- ・勤務先企業のリストラにより失業した者 等
- ・貸付条件は地域ごとに異なるが、例えば上限200万円、年利1.9%

等

事業者向け

セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金、

- 金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金)
- ・**5.6兆円**(17年度末貸付残高)、国民生活金融公庫(1.6兆円)、中小企業金融公庫(2.1兆円)、商工中金(1.9兆円)が実施
 - ・用途に応じて借入額に上限(例:普通貸付と合わせて4,800万円)、基準利率は2.35~2.5%程度
 - ・**社会的・経済的環境の変化等の外的要因による一時的な経営難に対応するものであり、事業の見通し等一定の要件が求められる。**

再チャレンジ支援策(4月~)

- ・事業撤退が遅れ、多額の債務を抱え、再起業が困難となる状況を防止するため、早期の事業撤退を促し、再挑戦を支援する窓口を設置
- ・また、**事業再生支援融資制度**を拡充し、再生計画認可前から融資を受けられるようにするほか、**再チャレンジ支援融資制度**を創設、過去の債務の返済資金にも適切に対応する等再挑戦者を支援(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工中金が実施)

等

消費者の金融知識について

国民生活センター

「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」

調査対象：弁護士事務所等への相談者585人

金融広報中央委員会 第2回「金融に関する

消費者アンケート調査」(平成15年)

調査対象：全国の20歳以上の男女個人4,000人

利息制限法の金利の制限について

| 回答 | 割合 |
|--------|-------|
| 知らなかった | 90.3% |
| 知っていた | 6.7% |
| 無回答 | 3.1% |

金融・経済の仕組みについて

| 回答 | 割合 |
|--------------|-------|
| ほとんど知識がないと思う | 50.2% |
| どちらとも言えない | 42.4% |
| 十分知識があると思う | 7.0% |

金利に対する意識(複数回答)

| 回答 | 割合 |
|-------------------------------|-------|
| 貸付の金利はわかっていたが、返せると思った | 51.5% |
| 貸付の金利はよくわからなかった | 32.1% |
| 貸付の金利が高いので迷ったが、他で借りることができなかった | 26.3% |
| 貸付の金利に関心はなかった | 21.5% |
| 初めからこの金利で返すことが厳しいと理解していた | 3.2% |
| その他 | 1.9% |

金融商品について

| 回答 | 割合 |
|--------------|-------|
| ほとんど知識がないと思う | 57.3% |
| どちらとも言えない | 36.4% |
| 十分知識があると思う | 5.7% |

学校における金融経済教育の取組みの例

金融庁

- ・ 中学生・高校生向け副教材を作成し、全国のすべての中学・高校へ約1.8万部配布。
- ・ 高校卒業生を対象に金融取引の基礎知識を説明したパンフレットを作成し、全国のすべての高校へ約0.6万部配布。
- ・ 平成18年度に、財務局・財務事務所で学校教師との懇談会を実施(18年12月末現在41財務局・事務所で実施済)。
- ・ 平成18年9月に、学校における金融経済教育の一層の推進について、文部科学省に対し文書で要請。

金融広報中央委員会

- ・ 金融教育プログラムを策定し、年齢に応じた教育内容等について、指導計画例等を示しながら体系的に整理。昨年末に速報版を公表し、本年3月中旬に全国の小学校、中学校、高等学校に配布予定。
- ・ 教育委員会等との協力により、金融教育研究校および金銭教育研究校約150校を指定、支援。
- ・ 教材『きみはリッチ？-多重債務問題に陥らないために-』を作成。平成15年3月以降、主に中・高等学校へ約48万部配布。
- ・ 教材『これであなともひとり立ち』を作成。平成15年7月以降、主に高等学校へ約45万部配布。
- ・ 実践事例集『金融教育ガイドブック-学校における実践事例集-』を作成。平成17年3月以降、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校へ約8万部配布。

弁護士会

- ・ 求めに応じ、弁護士を学校等へ派遣して、消費者問題について講義。教育委員会と連携している弁護士会は少ない。
- ・ 学校への派遣状況：各弁護士会合計で約250件（注1）

司法書士会

- ・ 求めに応じ、司法書士を中・高等学校へ派遣して、消費者問題について講義。主なテーマは悪質商法、割賦販売、金利問題等。
- ・ 派遣状況(平成17年度)：大阪54校、鹿児島51校、愛知41校、兵庫35校、広島31校等、合計586校。講師派遣実績のある司法書士会は全50会中39会。（注2）

【参考】全国中学校数:10,992校（生徒数360万人）
全国高校数：5,385校（生徒数350万人） 合計:16,377校（生徒数710万人）(平成18年度)

（注1）日弁連によるアンケート調査(平成18年)。一部学校以外への派遣も含む。（注2）日本司法書士会連合会調査（平成18年）

金融経済、消費に関わる学習指導要領の主な記述

小学校学習指導要領（平成10年12月告示）

家庭

【第5学年及び第6学年】

2 内容

(7) 身の回りの物や金銭の計画的な使い方を考え、適切に買物ができるようにする。

ア 物や金銭の使い方を自分の生活とのかかわりで考えること。

イ 身の回りの物の選び方や買い方を考え、購入することができること。

中学校学習指導要領（平成10年12月告示）

社会〔公民的分野〕

2 内容 (2) 国民生活と経済

ア 私たちの生活と経済

身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産の仕組みのあらましや金融の働きについて理解させるとともに、社会における企業の役割と社会的責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて考えさせる。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、網羅的で高度な取扱いにならないよう特に配慮するとともに、身近で具体的な事例を取り上げ、経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われるという点に着目させて、市場経済の基本的な考え方を理解させること。また、「金融の働き」については、具体例を取り上げて理解させること。

技術・家庭〔家庭分野〕

2 内容 B 家族と家庭生活

(4) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

ア 販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

高等学校学習指導要領（平成11年3月告示）

公民

第1 現代社会 2 内容

(2) 現代の社会と人間としての在り方生き方

イ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会における技術革新と産業構造の変化、企業の働き、公的部門の役割と租税、金融機関の働き、雇用と労働問題、公害の防止と環境保全について理解させるとともに、個人と企業の経済活動における社会的責任について考えさせる。

第3 政治・経済 2 内容

(2) 現代の経済

ア 経済社会の変容と現代経済の仕組み

資本主義経済及び社会主義経済の変容，国民経済における家計，企業，政府の役割，市場経済の機能と限界，物価の動き，経済成長と景気変動，財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割，資金の循環と金融機関の働きについて理解させ，現代経済の特質について探究させるとともに，経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

家庭

第1 家庭基礎 2 内容

(3) 消費生活と環境

家庭の経済や消費生活に関する基礎的な知識を習得させるとともに，現代の消費生活の課題について認識させ，消費者として責任をもって行動できるようにする。

ア 家庭の経済と消費

家庭の経済生活，社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解させ，消費者として主体的に判断できるようにする。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ウ 内容の(3)のアの消費者の権利と責任については，契約，消費者信用，問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うこと。

第2 家庭総合 2 内容

(5) 消費生活と資源・環境

家庭の経済生活，消費者の権利と責任などについて理解させるとともに，現代の消費生活の課題について認識させ，資源や環境に配慮し，消費者としての適切な意思決定に基づいて，責任をもって行動できるようにする。

ア 消費行動と意思決定

消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させる。

イ 家庭の経済生活

家庭経済と国民経済とのかかわりについて理解させ，主体的な家計管理と家庭の経済計画の重要性について認識させる。

ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題，消費者問題と消費者の保護，消費者の責任及び生活情報の収集・選択と活用について理解させ，消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにする。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

オ 内容の(5)のウについては，契約，消費者信用，問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて，消費者の権利と責任について具体的に理解させることに重点を置くこと。

第3 生活技術 2 内容

(2) 消費生活と環境

家庭経済や消費生活に関する基礎的な知識を習得させるとともに，現代の消費生活の課題について認識させ，消費者として責任をもって行動できるようにする。

ア 家庭の経済と消費

家庭の経済生活，社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解させ，消費者として主体的に判断できるようにする。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)のアの消費者の権利と責任については，契約，消費者信用，問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うこと。20

多重債務防止・救済のためのシンポジウムの開催

債務にかかる相談を適切なタイミングで受けられないために、借金返済のための借金をしたり、ヤミ金融を利用するなどにより状況を悪化させる例があることから、返済が困難になった際のみならず、借入の段階から、返済が困難になった際の相談窓口が明確になっていることが、多重債務防止のために重要。



多重債務防止・救済のためのシンポジウムを、地方自治体、弁護士会、日本クレジットカウンセリング協会等との連携のもと開催し、相談窓口の情報提供を行うとともに、多重債務の事例等を含め、多重債務問題に関する情報提供・意見交換、啓発活動の場として最大限に利用する（全国5都市において開催を予定）。

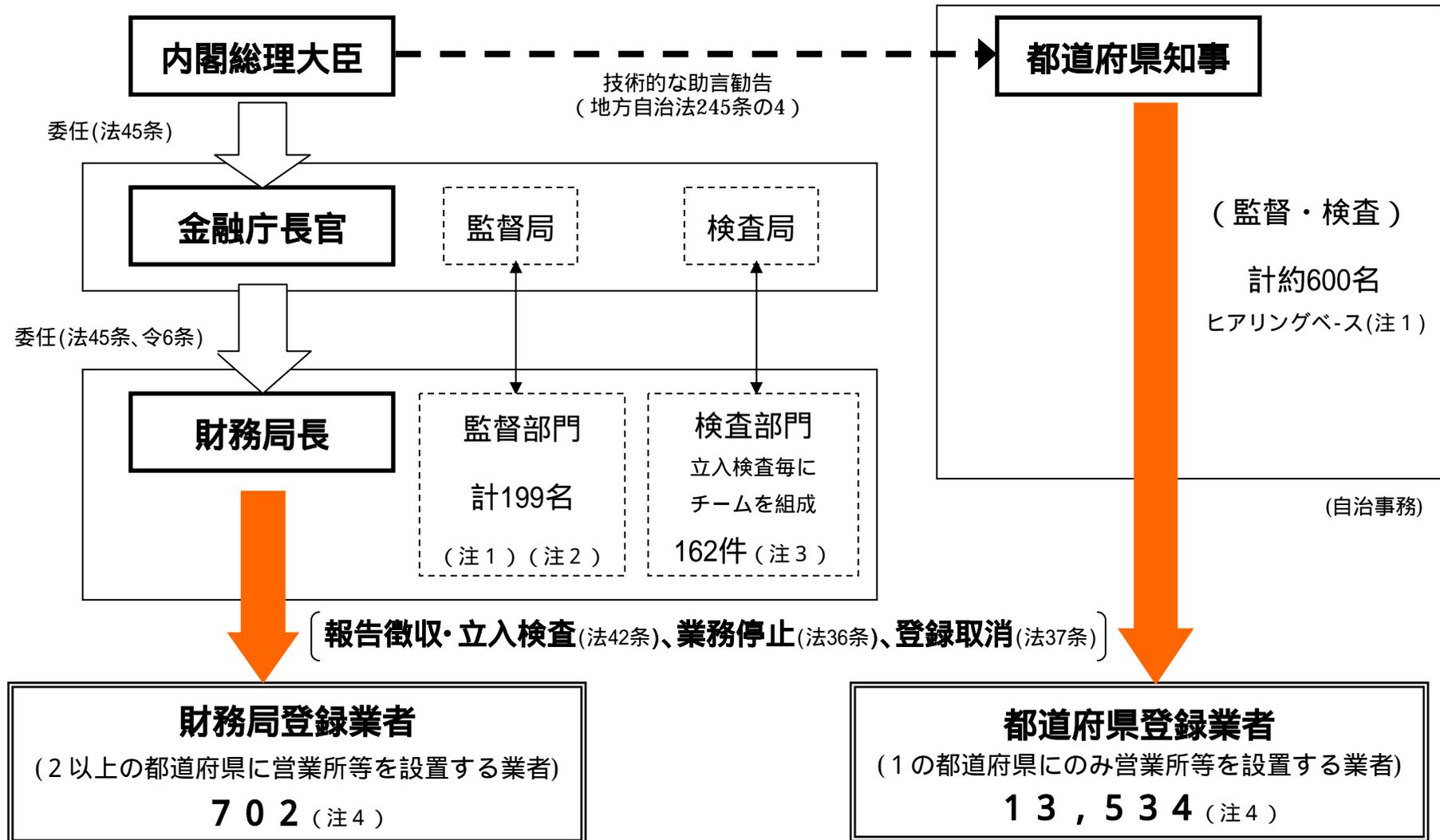
（参考）

再チャレンジ支援総合プラン（平成18年12月25日）

貸金業の規制等に関する法律等の改正により多重債務を防止するとともに、相談充実等により多重債務者を救済する。
19年度行動計画で全国5都市において多重債務の防止・救済のためのシンポジウムを開催することとしている。

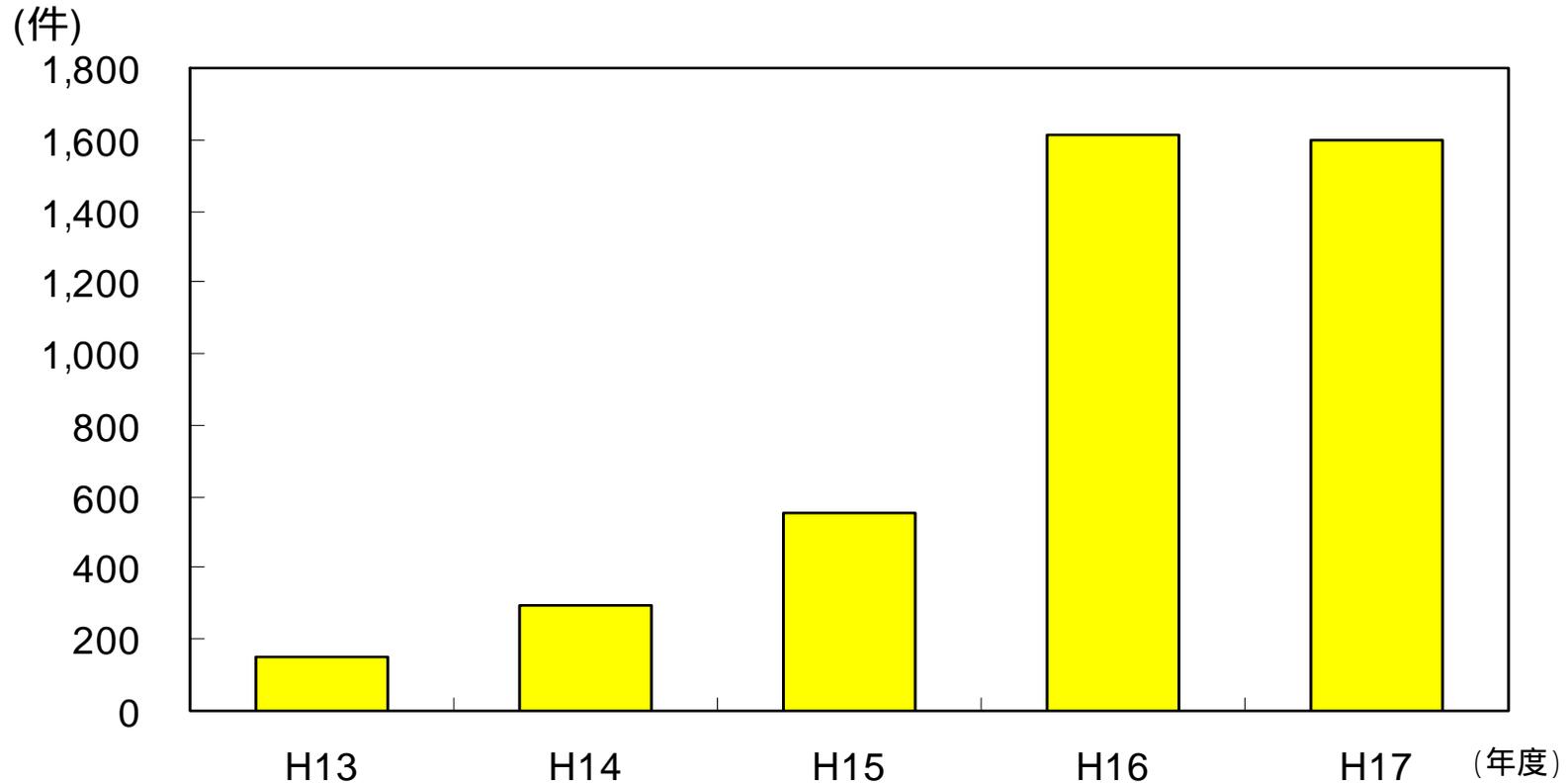
【平成19年度予算案 22百万円】

貸金業規制法上の検査・監督権限と執行体制



(注1) 平成18年4月
 (注2) 担当課長以下。他業態の監督を兼務する者を含み、財務事務所等を含む。
 (注3) 平成17年7月～平成18年6月
 (注4) 平成18年3月末

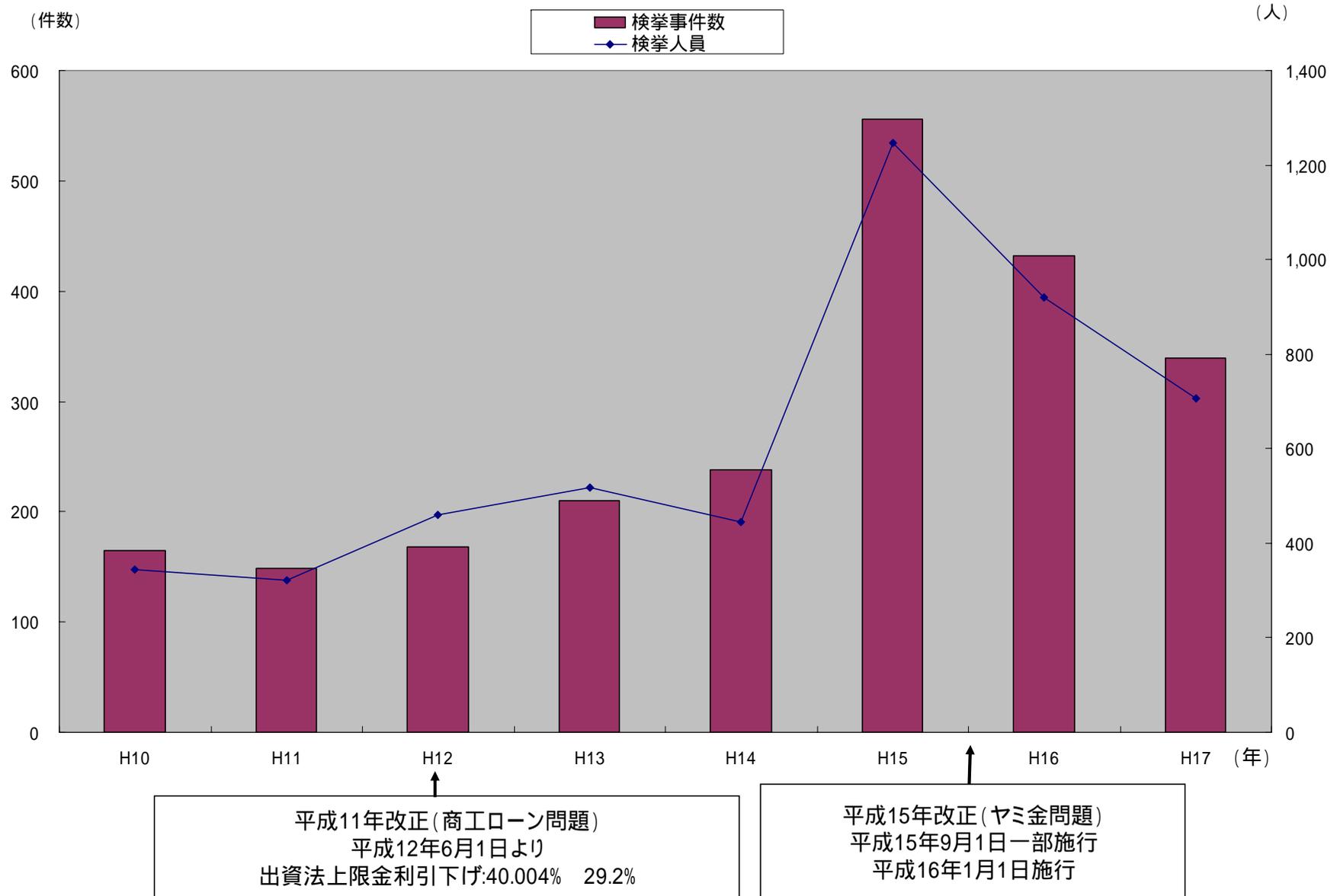
貸金業者の行政処分件数の推移



(注1) 行政処分は、業務停止（貸金業規制法36条）、登録取消（37条）、所在不明者の登録取消（38条）。

(注2) 行政処分件数は、財務局登録貸金業者と都道府県登録貸金業者の合計。

貸金業法等改正時期とヤミ金融事犯の取締り状況



データ出典：警察庁

貸金業者に対する監督事務ガイドラインの改正

1. 説明責任の強化に関する改正 (17年5月施行)

貸金業者が債務者・保証人から公正証書作成委任状を徴求する際にトラブルとなった事例の発生を踏まえ、貸金業者の説明責任を強化する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 公正証書作成委任状を取得する場合には、相手方にその内容を理解できるよう説明を尽くすことが求められる旨の規定を新設
- (2) 保証人となるようとする者に説明すべき事項は、保証の法的効果やリスク(最悪のシナリオ)等の実質的な内容にも及ぶことを明示 等

2. 取引履歴開示義務の明確化に関する改正 (17年11月施行)

貸金業者に対して取引履歴の開示義務を判示した最高裁判例(17年7月)を踏まえ、その貸金業規制法上の位置づけについて明確化する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 取引履歴の開示を不当に拒むことは、不正の手段の使用に該当しうることを明示(新設)
- (2) 取引履歴の開示請求に当たっての本人確認方法を明確化 等

3. 過剰貸付の防止等に関する改正 (18年6月施行)

貸金業者に対する検査・監督において把握された貸金業規制法に抵触する事例等を踏まえ、過剰貸付の禁止及び違法年金担保融資の脱法行為に厳正に対応する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 返済拒否等により債務額の維持を図ること等を、禁止される借入の勧誘として明示
- (2) 有担保貸付に当たっての融資審査の留意点を新設
- (3) 公的年金払込口座からの自動振替を返済の方法とすることは、不正な手段の使用に該当しうることを明確化 等

4. 苦情対応に関する改正 (18年7月施行)

貸金業にかかる苦情等に適切に対応し、監督行政に効果的に活用する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 利用者保護の視点を明確にするため、「苦情処理」を「苦情対応」と改めるとともに、寄せられる申出の内容を正確に把握するため、申出を法令違反や不適切行為にかかる「苦情」とそれ以外の「相談・照会」に分類する
- (2) 「苦情」について詳細な記録箋を作成することとし、問題点的確な把握のため法令違反項目の充実を図る
- (3) 苦情等の対応結果をよりの確に把握するため、集計報告書における対応結果の項目を充実させるとともに、苦情等を端緒とする行政処分等の件数について記載を求める 等

5. 生命保険による取立行為規制に関する改正 (18年11月施行)

消費者信用団体生命保険にかかる種々の指摘を踏まえ、万が一にも債権回収のために保険が不当に利用されないようにする観点から改正。

[主な内容]

- (1) 保険金による債務の弁済を強要又は示唆するような言動を行うことは、貸金業規制法第21条の「威迫」に該当し、法令違反であることを明確化

6. 出資法みなし利息の解釈の周知徹底に関する改正 (18年11月施行)

貸金業者の認識不足から出資法違反となる事例が続いていることから、出資法上のみなし利息の解釈を周知徹底する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 貸金業者が、債務者から保証会社に対する保証料、公証人や司法書士に対する書類作成費用等について代理受領した場合には、これらの金銭も出資法第5条第7項において利息とみなされ、出資法の上限金利規制の利息の一部となることを明記

7. 廃業等における債権譲渡等に係る届出の強化等に関する改正 (19年2月施行)

貸金業者が廃業等に際して、貸金業者の廃業後の債権譲渡等に係る実態把握を強化する観点から、残貸付債権の回収方針や債権譲渡の状況などの項目について届け出ることを義務づける内閣府令の改正(平成18年12月28日公布、平成19年3月28日施行)とともに、事務ガイドラインを改正。

[主な内容]

- (1) 当局が把握した債権譲渡等の情報を、債権譲受人に対して監督権を有する都道府県等に提供すること
- (2) ヤミ金対策として、一般的な警察当局への情報提供に加え、無登録業者に関する貸付や取立等に関する苦情を受け付けた場合は、当局による事実確認及び警告を行い、警察当局との連携を一層緊密なものとする 等

「貸金業者の廃業届出の強化策」の概要

1. 概要

近時、貸金業者の廃業や登録の不更新に伴い、債権譲渡に係る苦情・相談も見られる状況にあるが、現在、貸金業者が当局に提出する廃業届出書の内容では、廃業等に伴う債権譲渡の状況等を把握することができず、債務者保護上、不十分なものとなっている。

このようなことから、監督当局として、廃業等の際の債権譲渡やその後の債権回収方針等を適切に把握するため、届出書様式の内容についての内閣府令の改正を行った。また、廃業等届出書等により得た債権譲渡に係る情報の連絡や、無登録業者に係る苦情への対応等について、貸金業関係の事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正を行うとともに、各財務局に通知した。

2. 事務ガイドラインの改正内容

(1) 登録の不更新及び登録取消しの場合等の報告の徴収

登録の不更新及び登録取消しの場合にも、債権譲渡等について実態把握する必要があることから、新たな廃業等届出書と同一内容を報告徴収することとする。また、廃業等により「みなし貸金業者」となった者に対しては、全取引の結了の報告及びそれまでの間に住所変更等があればその報告を徴収することとする。

(2) 廃業等届出書等により得た債権譲渡に係る情報の連絡

債権譲受者に対する監督権（報告徴収、立入検査）は、登録業者である場合には登録行政庁、その他の場合にはその者の所在する都道府県知事が有することから、廃業等届出書等により得た債権譲渡に係る情報や、債権譲受者の取立てに係る苦情等を受け付けた場合には、当該登録行政庁又は都道府県知事に連絡することとする。

(3) 無登録業者に係る苦情への対応

なお、ヤミ金対策として、無登録業者に係る苦情に関しては、一般的な警察当局への情報提供に加え、無登録業者による貸付け及び取立ての被害を内容とする苦情を受け付けた場合には、当局としても早急に事実確認及び警告を行い、警察当局との連携を一層緊密なものとする。

3. 実施時期

平成19年2月1日